

日臨の戒律觀

佐藤英煌

一、はじめに

本妙院日臨は、幕末期の日蓮宗において、異端とされながらも草山元政の思想を受け継いで持律堅固を貫いた。本稿では、その日臨の戒律觀について具体例を挙げて分析・検討しながら、その特色を明らかにして行きたいと思う。なお、戒壇論は三秘論の中に含まれるものとして、未だ検討の対象としてはいないことを御了承いただきたい。また、実際の受戒の作法を認めた『本門自誓受戒作法草案』における、日臨の戒律觀の信仰的側面の検討は今後を期したいと思う。

二、日臨の戒律觀の検討

日臨の戒律觀は代表的な著作である『本化別頭教觀撮要』『本門十重禁戒の事』『本門自誓受戒作法草案』の三

編の中にはほぼすべて示されている。ただし、『本門自誓受戒作法草案』は主に自誓受戒の作法を書いた特殊な内容であるので、その検討は後日に期し、本稿では主著『本化別頭教觀撮要』および日臨の戒律觀の基本を略説した『本門十重禁戒の事』を中心に考察するものである。

I 受持者の一身を五戒＝五字とする論

① 『教觀撮要』

而人王未歸末公三天天下故云分、滿者正待二時至一也、一一就深秘釈者、所謂曰曼荼羅、曰法界塔婆、曰本時娑婆、曰道場、曰靈山、曰寂光、唯是一身異名而已、一身即是五戒、以五戒造人身故也、高祖曰、靈山者寂光土、又曼荼羅唱妙法者住所是云道場、又曰、寶者五陰、塔者和合、五陰和合是妙法五字、即我一身也、塔

婆地水火風空所成也、法界雖廣不出此五大、

法界塔婆即十界是也、身即三千具足塔、心即三千

具足佛也、又曰法界千艸萬木地獄餓鬼等無非諸法

実相作禮、《口伝》、又曰授職者十界已々當体本有

妙法授職也、《向記》、又曰、五行者地水火風空、五

大五方五常五智五時唯一物也、今經開之說五智如

來種子、是即妙法蓮華經五字也、以三五字造一人

身體一本有常住本覺如來也、《懇勸文》、法華開会者

五戒即佛因也、五体五根五味五行五方悉無非三五戒

體、故欲學戒者先須知自身、《戒法門》

日臨はここで妙法五字受持者の体そのものが妙法五字

であり、五戒を成就しているとして、口伝や『御講聞

書』、『三世諸仏總勘文教相廢立』『戒法門』等を引用し、

配当を行つてゐる。日臨の依用する日蓮遺文は現在では真

偽未決にかかるものが多く、これを以て日臨の教學を批

判することもできるが、本稿ではしばらく遺文の真偽には触れず、日臨の意を汲み取りつつ、その戒律觀を探つていくものとする。

とめ、戒の受持を勧める。
② 『教觀撮要』

二明二戒法乃有二、一總戒、二別戒、初總戒者、

夫本地難思大戒者、久遠如來之所護持玉、本化菩

薩之所伝來主也、具一切戒攝、一切善、所謂人

天五戒十善、小乘二百五十戒、菩薩三聚淨戒十重禁

四十八輕戒、及迹門大戒三如來衣座室戒、身口意誓

四安染行戒等盡在其中矣、經云此經是十方諸仏眼

目、因由是經自然成就五分法身戒定慧解脫解脫

知見、諸仏如來從此法一生、又云此經難持若暫

持者、我即歡喜諸仏亦然、是名下持戒行二頭陀者、

即為疾得無上仏道、《經文》、高祖師曰、釈尊因

行果德二法妙法蓮華經五字具足、《本尊抄》、本門肝

心妙法五字豈不納萬戒功德、此具足妙戒一持永

不失、三世諸仏持此戒成就無始無終法報應身、

於諸經中秘之不傳是也、《教行書》、知權教無得

道法華真實受持妙法是戒也、《口伝》、當知正

直捨邪帰妙法念々無間斷則法爾具足萬戒、

是名總戒、

II 総戒と別戒

日臨は本化の一切の戒律を總戒と別戒の二種の戒にま

まず總戒（題目の五字）に關してであるが、それは久遠の如來が護り本化の菩薩が伝える戒律であるとしてい

る。そして一切の戒をそなえ、一切の善を收め尽くしていると述べている。そして「此經難持」の經文、『本尊抄』三十三字段等を引用し、本門の肝心である妙法五字にすべての戒の功德を收める意を説き、論しているのである。

③ 『教觀撮要』⁽⁷⁾

次明二別戒⁽⁸⁾、夫總戒之有二別戒也、猶如二實相之有二諸法⁽⁹⁾、或有レノリ⁽¹⁰⁾許二別戒⁽¹¹⁾、寧免凝真然如之責⁽¹²⁾耶、止觀四云中道之戒遍入二諸法⁽¹³⁾、輔行釈云中道下亦名開顯⁽¹⁴⁾至、一止一作無レ非二法界⁽¹⁵⁾、又云戒無⁽¹⁶⁾大一小由二行者心期⁽¹⁷⁾《已上》、既總戒其妙法也、別戒豈異、而此須二分別⁽¹⁸⁾、心期既異故余亦得⁽¹⁹⁾全同一乎、又行者有⁽²⁰⁾高下令下事戒⁽²¹⁾全⁽²²⁾中理戒上者希、須⁽²³⁾知總戒是正行別戒是助行也、而由總戒立二別戒⁽²⁴⁾、依二別戒護⁽²⁵⁾總戒⁽²⁶⁾、事理雖異不思議⁽²⁷⁾、且出二文⁽²⁸⁾釈⁽²⁹⁾之、十界因果抄云、言⁽³⁰⁾法華經戒者有⁽³¹⁾、⁽³²⁾一相待妙戒、⁽³³⁾二絕待妙戒也、先相待妙戒者與⁽³⁴⁾十余年大小戒⁽³⁵⁾與⁽³⁶⁾法華經相對⁽³⁷⁾爾前⁽³⁸⁾言⁽³⁹⁾鹿戒⁽⁴⁰⁾法華⁽⁴¹⁾言⁽⁴²⁾妙戒、⁽⁴³⁾次絕待妙戒者、於⁽⁴⁴⁾法華⁽⁴⁵⁾無⁽⁴⁶⁾別戒⁽⁴⁷⁾、爾前⁽⁴⁸⁾戒即法華戒也、是⁽⁴⁹⁾妙法⁽⁵⁰⁾《已上》本門戒体抄云、普賢經戒⁽⁵¹⁾亘⁽⁵²⁾正藏末⁽⁵³⁾、又曰今戒者捨⁽⁵⁴⁾、小乘二百五

次に別戒（妙法五字に基づく具体的な戒律）に関して説明している。ここでは、總戒と別戒は一体であると同時に二面性がある意が示されている。そして總戒を正行、別戒を助行とし、總戒によって別戒を立て、別戒によつて總戒を護るとしている。さらに『十法界明因果鈔』⁽⁸⁾を引用してすべての戒律は相待妙戒・絶待妙戒に分けられることを述べ、『本門戒体抄』⁽⁹⁾を引用して法華經の戒律が迹門戒と本門戒に分けられる意を示している。

④ 『教觀撮要』⁽¹⁰⁾

戒之為⁽¹¹⁾言有⁽¹²⁾總別傍正⁽¹³⁾乎、曰一往言⁽¹⁴⁾之、總戒為⁽¹⁵⁾正為⁽¹⁶⁾裏、別戒為⁽¹⁷⁾傍為⁽¹⁸⁾面、何⁽¹⁹⁾者既有⁽²⁰⁾戒壇及本門戒羯磨⁽²¹⁾、事戒為⁽²²⁾面可⁽²³⁾知、然未法多⁽²⁴⁾是下根、理戒為⁽²⁵⁾正可⁽²⁶⁾知、二往言⁽²⁷⁾之、總戒亦有⁽²⁸⁾羯磨⁽²⁹⁾、何⁽³⁰⁾無⁽³¹⁾壇、別戒亦是結縁⁽³²⁾寧言⁽³³⁾機堪⁽³⁴⁾不⁽³⁵⁾乎、當⁽³⁶⁾知總別相閑⁽³⁷⁾稱⁽³⁸⁾戒壇耳、次明⁽³⁹⁾戒壇立木⁽⁴⁰⁾、高祖師曰可⁽⁴¹⁾待⁽⁴²⁾時耳《三秘抄》、

十戒等、並梵網重禁戒四十八輕戒、華嚴十無塵戒、瓔珞十戒等⁽⁴³⁾、未顯真美定畢、入二方便品⁽⁴⁴⁾所持⁽⁴⁵⁾五戒八戒十善戒、二百五十戒五百戒、乃至十重禁戒等⁽⁴⁶⁾也、經是名持⁽⁴⁷⁾戒則此意也、迹門戒雖⁽⁴⁸⁾勝⁽⁴⁹⁾爾前大小戒⁽⁵⁰⁾而不⁽⁵¹⁾及本門戒⁽⁵²⁾也、

ここでは戒壇を論ずる中で総戒・別戒の総別・傍正をまとめている。すなわち一往言えども、総戒（題目）を正（正行）とし裏（裏で持つべき戒律）とし、別戒（具体的な戒律）を傍（助行）とし表（表に現すべき戒律）とすると述べているのである。その理由として、実際に本門戒壇（各寺院一分の戒壇）および本門の受戒の作法⁽¹⁾が既にあるから事戒（具体的な戒律）を表にし、末法の衆生の多くは下根であるから理戒（理である題目の受持）を正意とする説く。ただし二往（もう一回）言えども、総戒（題目）にも受戒の作法があり、授受すべき戒壇があると述べている。また別戒（本門十重禁戒）も皆が結縁すべき戒律であり機根の上下を選ばず持つものであるとする。そして「総別の戒が相関して戒壇と称する」とまとめている。

III 本門の別戒——本門十重禁戒——

⑤ 『教觀撮要』⁽¹²⁾

一不殺生戒、二不偷盜戒、三不邪淫戒、四不妄語戒、五不酷酒戒、六不說四衆過罪戒、七不自讚他毀、八不憚貪戒、九不瞋恚戒、十不謗三宝戒、第一不殺生戒者、爾前諸經心仏說レ持三不殺生

戒、雖然法華經心爾前仏殺生第一也、所以者何、爾前佛一往雖似⁽¹³⁾持三世間不殺生戒⁽¹⁴⁾未持⁽¹⁵⁾出世不殺生戒⁽¹⁶⁾、殺⁽¹⁷⁾乘闡提無性有情等九界衆生⁽¹⁸⁾不⁽¹⁹⁾令⁽²⁰⁾成仏⁽²¹⁾、能化仏未⁽²²⁾免⁽²³⁾殺生罪⁽²⁴⁾、何況所化弟子耶、今經悉令⁽²⁵⁾成仏⁽²⁶⁾云云、從⁽²⁷⁾今身⁽²⁸⁾至⁽²⁹⁾仏身⁽³⁰⁾捨⁽³¹⁾爾前殺生罪⁽³²⁾持⁽³³⁾法華壽量品久遠不殺生戒⁽³⁴⁾不⁽³⁵⁾持⁽³⁶⁾三返⁽³⁷⁾《自下略レ之》⁽³⁸⁾、為⁽³⁹⁾釈⁽⁴⁰⁾此文⁽⁴¹⁾、初正釈⁽⁴²⁾、二料簡⁽⁴³⁾、初者因果抄不⁽⁴⁴⁾云⁽⁴⁵⁾本門戒時未⁽⁴⁶⁾熟也、而⁽⁴⁷⁾二抄共於⁽⁴⁸⁾迹門戒⁽⁴⁹⁾明開權顯實⁽⁵⁰⁾、今於⁽⁵¹⁾本門戒⁽⁵²⁾不⁽⁵³⁾詳⁽⁵⁴⁾開迹顯本者令⁽⁵⁵⁾例知⁽⁵⁶⁾耳、又今ノ十禁ノ立拠⁽⁵⁷⁾者、寿量品云依⁽⁵⁸⁾諸經方⁽⁵⁹⁾求⁽⁶⁰⁾好藥草⁽⁶¹⁾擣篩和合⁽⁶²⁾、疏云経方即十二部教也、藥草即教所詮八万法門也、色香美味者戒定慧也、《已上》宗祖開会類文又引⁽⁶³⁾之、神力品云如來一切所有之法皆於此經宣示顯說、疏云涅槃是解脱、佛住⁽⁶⁴⁾其中即是塔義也、《已上》此即戒與⁽⁶⁵⁾壇也、又神力品附屬式亦是羯磨儀也、故高祖曰、釈尊於⁽⁶⁶⁾靈山淨土授⁽⁶⁷⁾職灌頂本化地涌菩薩⁽⁶⁸⁾云云、下定⁽⁶⁹⁾本門受戒師等可⁽⁷⁰⁾思⁽⁷¹⁾之、

日臨は別戒として『本門戒体抄』⁽¹³⁾に基づきつつ本門十重禁戒を立て、これを本門の具足戒としている。ここではまず十重禁戒を連ねた後、爾前經の十重禁戒は法華

經から見れば重罪であるとし、爾前の重罪を捨てて法華經寿量品の久遠の不殺生戒、乃至久遠の十重禁戒を持つべきことを示している。

十重禁戒の根拠としては、寿量品の「依諸經方。求好薬草。色香美味。皆悉具足。擣篩和合」の文、および『法華文句』⁽¹⁴⁾の注釈「經方とは十一部經のことである。薬草とは教えによつてあらわされる八万の法門のことである。色香美味とは戒定慧のことである」とする文、および神力品の四句要法の「如來の一切の所有の法、乃至、皆この經において宣示顯説す」の文を引用している。また、神力品の即是道場、起塔供養の文に対する『法華文句』⁽¹⁵⁾の注釈を引用して戒壇を示すとする。さらに神力品の別付嘱の儀式も羯磨（戒律を付嘱する儀礼作法）と説明し、ゆえに高祖日蓮聖人は「釈尊は靈山淨土において本化地涌の菩薩に授職灌頂（秘宝の伝授）をする」⁽¹⁶⁾と述べ、本門受戒の師等を定めていると解説する。

⑥ 『教觀撮要』⁽¹⁷⁾

夫總戒既在^(ニ)于本門^(ニ)別戒豈異^(ニ)細論^(カニ)之^(セバ)、所謂十重禁其根本在^(ハリ)法華本門^(ニ)、文出^(ハツ)普賢觀^(ニ)、乃六重《殺盜婬妄說過酷酒也、出于優婆塞戒經》、八重《十重之中初ノ四及後ノ四也、在于善戒經》、之

法是也、直題^(ニ)十重禁者借^(ル)梵網經^(ヲ)、又以^(テ)三二戒^(ヲ)分配^(セバ)本迹^(ハシ)總戒本門別戒迹門也。《理事本迹権実本迹等思^(レ)之》、是則結要五重結要本迹^(ヲ)擣篩和合和^(ス)本迹^(ヲ)、故本門唯總戒^(ナルコト)可知、普賢觀是流通還迹別戒迹門^(ナルコト)可^(レ)知、於是則知戒体抄初從淺至深本迹^(ニツ)勝劣^(ヲ)、正至^(クテ)十重禁羯磨^(ヲ)唯以^(テ)本迹^(ヲ)對良有^(レ)意也、然末法行者初心一向本門總戒、後心兼^(ネ)本迹總別^(ヲ)以流^(ス)伝正像^(ヲ)、故分別品有^(ル)兼正六度^(ヲ)、又高祖云^(フ)普賢戒^(ハルト)正像^(ヲ)也、又結示^(セバ)今羯磨^(ヲ)文意^(ヲ)者謂諸經未^(レ)明^(ニ)無始圓理^(ヲ)、理戒大闕^(ヲ)、體既不^(レ)圓^(ヲ)事戒何得^(レ)云^(フ)備^(ル)。

日臨は、十重禁戒の根本は法華の本門にあるとし、文証を『普賢觀經』等に求めていた。ただしあえて總戒・別戒を本門・迹門に分配すれば別戒は迹門に属するとする。すなわち、結要付嘱の五重の經文は本迹の要所を結び、擣篩和合は本門と迹門を和合する。ゆえに本門はただ總戒であることを知るべきであると述べている。また『普賢觀經』は流通分であり迹門に戻る教えであつて、別戒を示す迹門の教えであることを知るべきであると説き、そして『本門戒体抄』の文を会通してゐる。

ただし日臨は、末法の行者は初心は本門の總戒を持ち、

後心の行者は本門戒・迹門戒・總戒・別戒を兼ねて正法を流傳すると言い、分別品と日蓮遺文⁽¹⁸⁾を証拠に挙げている。

⑦ 『教観撮要』

按一時多謗法⁽¹⁹⁾先須⁽²⁰⁾制⁽²¹⁾之、大論⁽²²⁾云人重病先以⁽²³⁾除⁽²⁴⁾病為⁽²⁵⁾急、然⁽²⁶⁾後以⁽²⁷⁾宝物衣服⁽²⁸⁾莊嚴⁽²⁹⁾其身⁽³⁰⁾。《已》上⁽³¹⁾、其意可知、二時在⁽³²⁾草創⁽³³⁾建⁽³⁴⁾立⁽³⁵⁾正法⁽³⁶⁾為⁽³⁷⁾急。雖見⁽³⁸⁾三衆人犯⁽³⁹⁾波羅⁽⁴⁰⁾默然⁽⁴¹⁾不糾治⁽⁴²⁾。《已上》、豈非⁽⁴³⁾說⁽⁴⁴⁾未法始祖意⁽⁴⁵⁾可⁽⁴⁶⁾察而已、則知立二十重名⁽⁴⁷⁾及說⁽⁴⁸⁾羯磨⁽⁴⁹⁾者示⁽⁵⁰⁾後於始⁽⁵¹⁾也矣。⁽⁵²⁾

ここでは日蓮聖人が何故、持戒清浄を強く勧めなかつたのか、という点について日臨が自らの見解を示している。第一の理由として、その時代に謗法の者が多ければ、まず必ずこの者達を制止する為に教化を行うべきであるから、持戒の勧奨は後回しにされたとする。『大智度論』には「人に重い病が有れば、まず病を除くことに急を要する。そうした後で宝物や衣服をもってその人の身体を飾り立てる」とある如くで、その意味を知るべきであるとする。

第一の理由としては、(日蓮)教団が草創期にあると

きは正法を建立することに急を要したからであるとしている。なぜなら宗義がいまだ具わっておらず、このような時期には持戒の勧奨は後回しにされたからであるとする。『涅槃經』には「この菩薩は正法を建立しようと欲して、多くの人が波羅夷罪(重い戒律違反)を犯すのを見ても黙っていて、批判して直すことを行わなかつた」と説かれているが、これは末法の始祖日蓮聖人の意を説くものであるとし、その意を察すべきであるとする。

そして、宗祖が『本門戒体抄』において十重禁の名を立て及び羯磨を説いたのは、後世弘めるべき戒律を、初めにあらかじめ示しておいたのである、と会通している。

⑧ 『教観撮要』⁽²²⁾

古師曰、問祖師本門戒羯磨標⁽²³⁾十禁⁽²⁴⁾、爾則本門戒只限⁽²⁵⁾十戒⁽²⁶⁾耶、曰⁽²⁷⁾窃考⁽²⁸⁾二祖意⁽²⁹⁾合⁽³⁰⁾有⁽³¹⁾二途⁽³²⁾歟、一者、開迹顯本、則迹門及爾前戒皆為⁽³³⁾本門戒⁽³⁴⁾、而舉⁽³⁵⁾其十戒者以⁽³⁶⁾重撰⁽³⁷⁾輕⁽³⁸⁾、二者、但限⁽³⁹⁾十戒⁽⁴⁰⁾、何⁽⁴¹⁾者天台大師以⁽⁴²⁾二百五十戒⁽⁴³⁾為⁽⁴⁴⁾具足戒⁽⁴⁵⁾、伝教大師十重四十八輕⁽⁴⁶⁾為⁽⁴⁷⁾具足戒⁽⁴⁸⁾、未能⁽⁴⁹⁾結⁽⁵⁰⁾頭⁽⁵¹⁾本門戒⁽⁵²⁾、我祖應⁽⁵³⁾末法運⁽⁵⁴⁾為⁽⁵⁵⁾毒氣深入衆生⁽⁵⁶⁾施⁽⁵⁷⁾是好良藥妙戒⁽⁵⁸⁾、為⁽⁵⁹⁾揀⁽⁶⁰⁾異⁽⁶¹⁾、一師⁽⁶²⁾以⁽⁶³⁾十戒⁽⁶⁴⁾為⁽⁶⁵⁾具足戒⁽⁶⁶⁾、《已上》、今云若論⁽⁶⁷⁾法義⁽⁶⁸⁾須⁽⁶⁹⁾取⁽⁷⁰⁾諸戒⁽⁷¹⁾、約⁽⁷²⁾時運⁽⁷³⁾者須⁽⁷⁴⁾取⁽⁷⁵⁾十戒⁽⁷⁶⁾、

若於三進者ニ諸戒亦可^(ナリ)猶如^(ヲシ)下叡山制^(ノスルコト)小律^(ヲナルモ)嚴^(レバ)有^(レバ)機許^(スカラ)之^(ヲ)

日臨はここで、本門の別戒は十重禁戒に限るか否か、という問い合わせを設けている。その答えは「二通りあるとしている。一つには重い戒である十重禁戒を以て、その中に軽い諸々の戒を収めたとする解釈である。二つにはただ十重禁戒に限るとし、その理由は次のように述べている。天台大師は「百五十戒（小乘戒）」をもって具足戒とし、伝教大師は十重四十八軽戒（菩薩戒）を具足戒としたが、二師はまだ本門戒をあらわすことができなかつた。いっぽう日蓮聖人は末法の運（時代・社会）に応じて毒気が深く入った衆生のために是好良薬の妙戒を施した。二師と違う事を示すために十重禁戒をもつて具足戒としたのであると。

さらに日臨は私の意見を示し、「もし、法義（教義）を論ずれば必ず多くの戒を用いるべきである。時の流れから見れば必ず十戒（十重禁戒）をとるべきである。ただし、もし修行を進んでいる者は多くの戒を持つことは可である」としている。
⑨ 『本門十重禁戒の事』⁽²³⁾
十重禁は觀普賢經に出たり、則六重八重と云是なり、

然るを十重禁と名を結ぶは梵網等の經をかりたる也、然れば十重禁は迹門の戒なれ共、惣戒が本門より出たる故、開迹顕本して本門の戒と名る也、惣戒とは三學俱傳名曰妙法と云南無妙法蓮華經是也、

本書では『本門戒体抄』等の説示に基づきつつ、平易な文章で本門十重禁戒を列示している。ここでは、十重禁戒の典拠を『觀普賢菩薩行法經』の六重・八重の文⁽²⁴⁾に当たるとしている。「十重禁」という名を結ぶ事は『梵網經』⁽²⁵⁾等の經を借りたとされ、したがつて十重禁戒は迹門の戒（迹化の普賢菩薩の戒）だが、惣戒（總戒）題目）が本門から出ている故、開迹顕本して、十重禁戒を本門の戒とすると述べている。そして惣戒とは戒定慧の三學を俱に伝える妙法であり南無妙法蓮華經であるとしている。

⑩ 『本門十重禁戒の事』⁽²⁶⁾

第一不殺生戒自ら殺し人に殺さしめ、てだて方便して殺しほめすゝめてころさしめ、殺すを見てよろこびいのりて殺すの類、ことごとく此戒に制する処也、又上殺中殺下殺とて諸仏聖人父母師匠等は上品也、人天は中品也、地獄畜修の四趣は下品也、上三種つみ重し、

第二不倫盜戒自盜教人等前の如し、是より下皆是に
ならふて知るべし、一草一錢一切の物人の我に與へ
ざるを取悉制する処也、

第三不邪婬戒自妻の外皆邪と名づく、自妻なりとも
非自非處非道は亦邪と名く、第四不妄語戒の因妄語
の縁妄語の業あり、此四ツ惣して十戒にわたり勘へ
知るべし、事によりて輕重あり、又人のためになる
事は開すべし、又前には是虚妄としらずして云ての
ちには虚妄也とさとりたる時、其事を申訳せざれば
つみとなる也、

第五不酤酒戒酒をうる事也、自らのむは唯一人也、
人にうるは多人なる故罪重し、心をみだして種々の
惡事をつくり出す故也、若病の為にはのむ事を開す、

又酒をのみて少しも悪き事なくかへつて善心の人も
千万人のうちにはある也、此人には開す、又菩薩等
の上の事は凡夫の手本にはあらず、第六不說四衆過
罪戒四衆とは比丘と比丘尼と俗男と俗女と也、此四
衆のとかを人にかたる悉つみ也、力ある人は人をも
制してやめさすべきなり、外は上の如し、第九は

ここでは不殺生戒から不說四衆過罪戒まで、日臨の私
の視点から解釈し直している。

⑪ 『本門十重禁戒の事』²⁸⁾

第七不自讚毀他戒こまかに云はば四種あり、不実の
心にては自身をほむるはたかぶる也、自身をそしる
は人をまどはす也、人をほむるはへつらふ也、人を
そしるは大惡也、善心にて人によき事をほむるはく
どく也、折伏の心にて人の惡をいましむるは制する
所にあらず、

第七の不自讚毀他戒について説明し、自讚毀他は細か
に言え巴四種あると述べている。その四種の説明の後、
善心にて人の功徳をほめるることは功徳になり、折伏の心
で惡をいましめるることは自讚毀他にはあたらず、自讚毀
他戒の制する所ではないと付け加えている。

⑫ 『本門十重禁戒の事』²⁹⁾

第八不慳貪戒物をふかくおしまざる也、若人のわれ
に物を乞ふ時與ふる力なきときは其人に向て実情を
以てことはりを云ふべき也、又法を求むる人ある時
も其如し、然るを其求る人にかへつてはぢを與ふる
は制する所也、扱布施とは在家は財施法施の二ツ、
出家は紙と墨と筆と法と也、餘は上の如し、第九は
不瞋恚戒いかやうなる事ありともいかる事なき也、
道理にても非道理にても腹立たるは皆大罪也、又人

のよき事を見てねたみそねむは亦此瞋恚の類也、こ
まやかにつつしむべき也、餘は皆上の如し、

第八、第九の禁戒について、日臨の個人的理解を示し
ている。第八不慳貪戒については物を惜しむこと、つまり執着することを制している。すなわち、人に物を乞わ
れて、自分に与える力が無いときは、真心を以てその理
由を言うべきであるとする。またそれは人に法を説くと
きも同じであると言う。そして、仏道を求める人に、か
えって恥を与えるような断り方をしてはいけない、と述
べている。

また、執着せずに与える布施の内容について説明し、
在家は財施（財産の布施）と法施（仏法を教える布施）
の二つがあるとする。いっぽう出家の行う布施は、紙と
墨と筆と仏法であるとする。

第九不曠恚戒については、いかなることがあっても怒
る事はないようにすべきであると説く。たとえそれが道
理にかなつていてもかなつていなくても、腹を立てるこ
とはすべて大罪であると述べている。また、人に対する
妬み嫉みも瞋恚の類があるので細心の注意を払つて慎む
べきであると諭している。

⑬ 『本門十重禁戒の事』^⑯

第十不謗三宝戒三宝と云は己心の三宝別相の三宝住
持の三宝とて、種々の分別ある事なれ共今唯一途を
示す、一には仏宝即ち釈迦多宝等の仏也、二には法
寶即ち妙法蓮華經也、三には僧法即ち受持読誦等の
出家也、又此三宝は全く一体のものにて各別のもの
にはあらず、然れば若出家のとがを云ふてそしるは
それがちきに仏をも法をもそしるにてある也、仏を
そしり法をそしるも亦かくの如し、経文御書共にか
くの如し、此事一大事也、ふかく考へし、餘は皆上
の如し

日臨によれば三宝には己心の三宝、別相の三宝、住持
の三宝など種々の分別があるが、ここではただ一つの解
釈だけを示すと述べている。すなわち仏法とは釈迦多宝
等の仏、法寶とは妙法蓮華經等、僧寶とは受持讀誦等の
出家としている。そして、この三宝は一体であり各別で
はないと述べる。したがつて、もし出家僧の過失を言つ
て謗ることは直ちに仏も法も謗ることであると説明して
いる。また仏の場合も法の場合も同じであるといい、經
文や御遺文（法寶）も共に同様であると説いている。そ
して、この事は一大事であるとし、深く考へるべきであ
ると述べている。

(14) 『本門十重禁戒の事』^[3]

十重禁戒の大意略してかくの如し、然もいろいろの法門ある事なれ共、在家のくはたて及ぶ事にもあらざば皆略す、抑法華經の肝心妙法五字は一得永不失の戒とて、能々持てば下根の行者も一生のうちに妙覚の位に入るほどの大法なれば、仏道を求ん人々は心かけて此十重禁を力の及ぶほどに持ちて、正行の妙法をたすけ修行すべき也、経文に隨力演説と云ふ

事あり、是は題目を持つ正行の外に自力に云て持戒をきらふは経文と御書との修練たらざる故なるべし、南無妙法蓮華經、ひまの節を以て委細に書いておくり可申候、

本書のまとめの箇所であるが、ここで本書が在家信者の要請に応じて余暇を利用して書かれたことが窺える。日臨はまとめとして、法華經の肝心である妙法五字（総戒）は一たび得れば永遠に失うことない戒であるとし、よくよく持てば下根の行者も一生の内に妙覚（最上の仏果）の位に入るほどの大法であると説いている。そして、仏道を求める人々は、心がけて別戒である本門十重禁戒を力の及ぶ限り持ち、正行の妙法（総戒）を助けて修行すべきであると強調している。また「隨力演説」の経文が

を引用し、これは、題目を持つ正行の外に自力が及ぶ限り人に説いて聞かせることであると解説し、別戒の十重禁戒もまた、そのように力に随つて持つことを心がけるべきであるとのべている。さらに「末法は無戒の時である」と述べ、持戒を嫌うことは、経文と御遺文との修練が足りない故である、と当時の墮落した僧達を暗に批判しつつ文を結んでいる。

三、むすびにかえて

以上、日臨の戒律觀に関して少しく検討を加えてきた。まとめると次のようになろうか。

- I 妙法五字＝五戒＝題目受持者の体、と解釈する。
- II すべての戒律を総戒（妙法五字受持）と別戒（五戒、十重禁戒等）に分け、前者を正行・理戒、後者を助行・事戒とする。
- III 別戒として、特に本門十重禁戒を具足戒とする。これを下根の衆生の別戒とし、それ以上の機根の者は諸戒を持つことも可とする。

以上の三点が日臨の戒律觀のおおまかな特色であると見受けられる。

日臨出世当時の宗門の状況は、各檀林における教育が

台学偏重の傾向にあり、自ずと宗祖の教学が疎かにされ
ている状態にあった。また、排仏論が横行した当時の状
況からも日臨における戒律重視の背景には、日蓮教團を
含めた当時の佛教界の堕落があることは否めない。それ
故に日臨の戒律論も佛教復興運動のひとつつの潮流の中で
捉えられる。しかし、日臨の持律の姿勢は單なる護法の
志しだけではなく、深い純粹な信仰に根ざした戒律論で
あるといえるであろう。それは日臨の文章の奥底からも
感じられるのである。ここに日臨の仏道修行者としての
根源的な姿を見いだすことが出来よう。

註

- (1) 『臨全』九四頁
(2) 『定遺』二五九四頁
(3) 『定遺』一六九七頁
(4) 典拠未詳
(5) 『臨全』九四～九五頁
(6) 『定遺』七二一頁
(7) 『臨全』九五五～九六六頁
(8) 『定遺』一八一頁
(9) 『定遺』一七二五頁
(10) 『臨全』九三頁

- (11) 猶磨。『本門戒体抄』(『定遺』一七二五頁)
(12) 『臨全』九六頁
(13) 『定遺』一七二五頁
(14) 『正藏』三四卷一三五頁 a
(15) 『正藏』三四卷一四二頁 b
(16) 『定遺』八〇二頁取意
(17) 『臨全』九六～九七頁
(18) 典拠未詳
(19) 『臨全』九七頁
(20) 『正藏』二五卷七二〇頁 b
(21) 『正藏』一二卷六三九頁 a
(22) 『臨全』九七頁
(23) 『臨全』一一五頁
(24) 『定遺』一二七五頁
(25) 「次當自誓受六重法。受六重法已。次當勤修無礙梵行。
初広濟心。受八重法」(『正藏』九卷三九三頁 c)
(26) 『正藏』二四卷一〇〇四頁 b
(27) 『臨全』一一五頁～一一六頁
(28) 『臨全』一一六頁
(29) 『臨全』一一六頁
(30) 『臨全』一一六～一一七頁
(31) 『臨全』一一七頁